小さな村からの提案の実現

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

通知

現

〇指定地域密着型サービスに関する基準(厚生労働省令)

設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模 多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

在 〇解釈通知

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を介護予防・日常 生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められ ないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。

直

支障

〇基準では介護の提供に支障がない場合にはスペースの共用が認められているが、解釈通知では 居間及び食堂の共用は認められていない



なぜ、居間及び食堂を共 用することができないの?



?

提案実現

後

利用者に対する小規模多機能型居 宅介護の**提供に支障がない場合**

事業所が小規模であり居間及び食堂 としての機能を十分に発揮し得る適当 な広さを有している等



効果

居間

食堂

限られた施設を有効活用した効果的な介護サービスの提供が可能となる



一億総活躍社会の実現

地域で生きがいを持って充実した 生活を送ることができる



2

地方への改革のすそ野の拡大はこれから

団 体	提案団体数(平成26~28年)
都道府県(47)	47 (100.0%)
指定都市(20)	14 (70.0%)
中核市(48)	17 (35.4%)
施行時特例市(36)	9 (25.0%)
一般市(686)	67 (9.8%)
特別区(23)	O (0.0%) (特別区長会としての提案) はあったものの、個別の 区からの提案はなし
町村(928)	26 (2.8%)
市区町村 合計(1,741)	133 (7.6%)

※ 提案があったが、対象外となった団体を含む。